

東京建築士会次期役員（会長／理事・監事）選任に際して 役員候補者推薦委員会への候補者の公募推薦について

主 旨

会員の皆様には日頃東京建築士会の活動を支えて頂き、衷心より感謝申し上げます。
去る9月定例理事会にて「役員候補者推薦委員会」（以下：推薦委員会）の設置が承認され、11月定例理事会の決議により委員が承認されました。
推薦委員会委員の構成は、職域・分野別等のバランスを鑑み、会長1名、副会長5名、専務理事1名、常置委員会委員長5名、会員所属分野代表7名、地域代表4名の計23名の委員で構成されることが正副会長会にて決定されました。
推薦委員会は、定款第21条に基づき、細則第17条の役員選考に関する事項を定めることを目的とし、2025年度の役員改選期に備え、本会役員選考規程に基づき、役員候補者（案）等をまとめ、2025年定時総会（6月）に諮るための内容を検討するものです。
2017年より、わかりやすい候補者の選定方法を目指すべく、役員選任についての制度変更が決議され、会員からの公募推薦による候補者も審議対象となる制度が実施されております。公募推薦は、本会の透明性・公益性と地域・職域・専門分野のバランスの配慮を目指すものです。
今期も、多くの会員の皆様からの候補者の推薦を募り、本会の透明性・公益性と地域・職域・専門分野のバランスの配慮を目指すべく、前期からの申送事項を踏まえ細部に修正を加え、実施するに至りました。
会員からの推薦には規定された数以上の推薦人が必要ですが、審議の対象となりますので、候補者を推薦する場合は、以下の方法にて是非とも申込を行って頂きたいとお願い申し上げます。

役員候補者推薦委員会 委員長 川崎 修一

推薦要項

1. 被推薦候補者の扱い

ここで会員から推薦される候補者は、推薦委員会内で推挙される複数の候補者の中に加えられて、審議の対象となります

2. 推薦の対象

- (1) 会長候補
- (2) 理事候補
- (3) 監事候補
- (4) それぞれの任期は2027年定時総会日迄（現役員の任期は2025年定時総会迄）
- (5) 無報酬（一般社団法人東京建築士会 定款第27条（役員の報酬等）に基づき無報酬）
- (6) 選任については一般社団法人東京建築士会 定款第22条（役員の選任）によります
- (7) 会長の職務については、一般社団法人東京建築士会 定款第23条、理事・監事の職務については第23条、第24条を参照してください

3. 被推薦候補者の資格

- (1) 東京建築士会正会員、且つ会費滞納等の事由のない者（準会員および賛助会員は推薦の対象ではありません）
- (2) 理事会（隔月年6回）に参加できること

4. 推薦人代表／推薦人の資格等

- (1) 東京建築士会正会員であり、且つ会費滞納等の事由のない者
- (2) 推薦委員会委員ではない者（役員選考規程第4条（3））
- (3) 正会員1名につき、会長候補、理事候補、監事候補各1名を推薦できるものとする（役員選考規程第5条（2））
- (4) それぞれの候補者について推薦人代表を含み10名以上の推薦人を必要とします
ただし、同一の組織・法人・団体等からの推薦人は全推薦人の過半を超えることはできません

5. 審議の経過と結果

- (1) 3月定例理事会において発表します
- (2) 審議結果について異議を申し立てることはできません

6. 提出資料

- (1) 本会指定A4判 候補者推薦書 及び 候補者推薦人名簿9枚以上（候補1名につき1通）
- (2) 候補者推薦書及び候補者推薦人名簿については、記載の必要項目を全て記載

7. 書類提出

- (1) 提出期限2025年1月31日（金）17:00迄（郵送の場合は、1月31日（金）の消印があり審査に間に合うよう到着したものは有効）
- (2) 推薦人代表が、必要な推薦書を取りまとめの上、PDF形式にて、指定E-mailアドレス宛にご提出ください（窓口持参・郵送・FAX不可）
本会所定A4判推薦書は本会事務局及びホームページからのダウンロードも可能。 URL: <http://www.tokyokenchikushikai.or.jp>

提出先

宛 先

一般社団法人東京建築士会 次期役員推薦係
指定E-mail: info@tokyokenchikushikai.or.jp

問合せ先 (TEL: 03-3527-3100 〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11番1号 富沢町111ビル5階 担当: 笠木)

一般社団法人東京建築士会役員選考規程

(目的)

第1条 一般社団法人東京建築士会（以下、「本会」という。）定款第21条に基づき、細則第17条の役員選考に関する事項を定めることを目的とする。

(役員候補者推薦委員会)

第2条 総会に推薦する理事・監事候補者、及び理事会に推薦する会長候補者を選考するために役員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）を設置する。

(推薦委員会の構成)

第3条 推薦委員会の構成は次のとおりとする。
(1) 委員は23人以内とし、委員長を置く。
(2) 委員は正副会長会議が委員会・分野・地域等を考慮して選考、これに会長及び副会長を加えて推薦し、理事会の承認により委嘱する。
(3) 委員長は第1回の委員会にて会長及び副会長を除く委員の中から互選により選出する。

(推薦委員会の任務)

第4条 推薦委員会の任務は次の通りとする。
(1) 推薦委員会は役員改選期ごとに設置する。
(2) 理事・監事及び会長の候補者を選考する。
(3) 推薦委員会委員は、公募推薦の推薦人になれないものとする。また委員が候補者として推薦された場合は、当該委員は本人にかかわる審議には参加しない。

(4) 役員構成については、本会の透明性・公益性と地域・職域・専門分野のバランスを配慮し検討する。

(会員からの推薦)

第5条 正会員は推薦委員会に対し候補者の推薦をすることができる。
(1) 候補者を推薦しようとする正会員はホームページの所定の書式をもって申し込みの手続きを行う。
(2) 正会員1名につき、会長候補、理事候補、監事候補各1名を推薦できるものとする。
(3) 被推薦候補者の資格は東京建築士会正会員であること。準会員、賛助会員は推薦の対象ではない。
(4) 推薦委員会は申し込まれた候補者を含めて選考を行い、その結果を公表する。

(任期)

第6条 推薦委員の任期は、次期役員が総会で選任されたことをもって終わる。

(その他)

第7条 副会長及び専務理事は理事会において選出された会長が、理事から推薦する。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、理事会の承認を必要とする。
附則 この規程は一般社団法人の設立登記の日から施行する。
附則 平成27年5月21日に承認・施行する。
附則 平成28年11月24日に承認・施行する。
附則 平成30年9月26日に承認・施行する。
附則 令和2年11月25日に承認・施行する。

理事／監事候補者推薦書

受付 No.	
--------	--

下記必要項目を全てご記入ください

提出 年 月 日

候補者	署名	フリガナ		<input type="checkbox"/> 東京建築士会会員番号. _____		
		生年月日	昭和 平成	年	月	日
	勤務先	名称	フリガナ		職名	
		所在地	〒		TEL	
携帯TEL		E-mail				

推薦人代表	署名	フリガナ		<input type="checkbox"/> 東京建築士会会員番号. _____		
		年齢	才			
	勤務先	名称	フリガナ		職名	
		所在地	〒		TEL	
携帯TEL		E-mail				

推薦理由	※1000字以内				
------	----------	--	--	--	--

- (注1) 候補者及び推薦人代表者については、署名をしてください
- (注2) あらかじめ候補者の了解を得て応募してください
- (注3) 推薦人代表は、必要な推薦書を取りまとめの上、PDF形式にて、指定E-mailアドレス宛にご提出ください（窓口持参・郵送・FAX不可）
- (注4) 候補者推薦書及び推薦人名簿については、個人情報保護法に基づいて適正に使用します
- (注5) 候補者推薦書及び候補者推薦人名簿は返却しません
- (注6) 候補者推薦書内、推薦理由については、枠内におさまらない場合、別紙でも可。
- (注7) 本会所定A4判推薦書は本会事務局及びホームページからのダウンロード、本書コピーでの利用も可

受付 No.	
--------	--

候補者推薦人名簿

下記必要項目を全てご記入ください

			提出	年	月	日
候補者	氏名	フリガナ			<input type="checkbox"/> 会長 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事	
	勤務先	名称	フリガナ		職名	

推薦人	署名	フリガナ		年齢	才	<input type="checkbox"/> 東京建築士会会員番号.	
	勤務先	名称	フリガナ		職名		
	所在地	〒				TEL	
	携帯TEL				E-mail		

私儀は _____ を代表推薦人として、

_____ を東京建築士会次期役員候補者として推薦致します。

- (注1) 推薦人については、署名をしてください
 (注2) 候補者推薦人名簿については、本会事務局に個別で提出せず、推薦人代表が取りまとめの上、ご提出してください
 (注3) 候補者推薦人名簿については、個人情報保護法に基づいて適正に使用します
 (注4) 候補者推薦人名簿は返却しません
 (注5) 本会所定A4判推薦書は本会事務局及びホームページからのダウンロード、本書コピーでの利用も可